

森林経営管理法案批判

森林ファシズムの台頭を許すな

森の自由人

中岡 茂

まったくとんでもない法案があったものだ。まずは、後出の PDF を参照されたい。

私がまだ林野庁のひよっこ係長だったころ、昭和 50 年代の後半であるから、今から 40 年ぐらい前のことだろう。私らは林学出身の技官であったから、法律などと言うものはほとんどわからなかったし、関心はなかった。しかし、役人生活をしていると否が応でも法制度がのしかかってくる。

法学を体系だって勉強していない技官にとって、法律が何物であるのかここで述べることはできない。しかし、役人生活を 40 年近く過ごしてきた感覚で言うと、私権の制限と公権の行使について定めるものが多いようである。

その若い頃徹底的に叩き込まれたのは、私権の制限と公権の行使は最低限のものでなくてはならないということである。

それは民主主義の世の中にあって、国民の権利を保障するもっとも基本的なことであるし、役人にとっては、下手に国民の権利を侵害すればたちまち訴訟をおこされて裁判沙汰になって、世の批判にさらされかつ余分な仕事を増やすことになるという即物的なデメリットがあるわけだ。

だから、法律の解釈については拡大解釈を避け、ましてや法改正ともなれば極めて慎重に対処したものである。そういう経験から言って、この森林経営管理法案というのは、ど素人が作ったものと思えない。こんなのが成立・施行されれば、間違いなく違憲訴訟となって、憲法第 29 条にある財産権の侵害で違憲判決が下るに違いない。

そもそも法制局を通るとは思えないが、法制局の担当者は農林水産省からの出向者だから、案外通ってしまう可能性もある。法律事務官の能力やモラルの低下も著しいからだ。

それで私なりに問題点を指摘してみよう。

目的が不明確

この法案の説明資料には、法案の目的が明確に説明されていない。「趣旨」では、「林業経営の効率化及び森林管理の適正化の一体的な促進を図るため」と記載されているが、どうしてこのようなあいまいな事柄のために、財産権を制限するような強権を発動できるのだろうか。

林業経営の効率化など単に大規模化すればいいというものではない。日本最大の森林所有者である国有林野事業で 3 兆円を超す累積債務に苦しんだ大失敗をもう忘れていない。のだ元過ぎれば熱さを忘れるというのが、これほど無責任な話はない。

森林管理の適正化も間伐をしなければ、公益的機能が低下するというようなことを言いたいのであろうが、これまでの予算措置と違って、財産権に制限を加える強権を法制化するのである。そうであれば、もっと確たる科学的根拠を提示すべきである。はっきり言って、そのような論文を見たことがない。ましてや費用対効果、つまり 1 億円の間伐を行えば 2 億円の機能増進がみられというような論文も見つけない。

現在、日本各地で行われているような技術的に粗末で残存木を傷つけるような間伐では、機能低下をきたすのが関の山だ。

突然現れた森林所有者の責務

「森林所有者は、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない」として、新たな責務を科しているが、あつけにとられるばかりである。

伐採などは、材価の高いときに行えばいいのであって、それまでは置いておけばいいのだ。それを財産保持的森林経営と称して、昔から林野庁は攻撃してきたが、日本の森林経営と言うのは、貯金みたいなもので、自宅の新築、家族の結婚などの臨時の出費に備えたものが大半だった。

それを森林計画伐採量が達成できないからと言って、林野庁はやっきとなって伐採を奨励してきたが、ついぞ達成したことがない。そもそも森林計画の本旨は過伐の防止にあるのだから、計画伐採量など達成できなくても国民経済的には一向に差し支えない。

かつての国有林では、過伐を繰り返し、造林・保育が資金不足で適切に行われず、大面積の不成績造林地を生み出した。しかし、現在それがどうなったかと言えば、針広混交林となって公益的機能が高いと推奨されているではないか。

国がこの責務と真逆のことをやって結果オーライなのに、民有林に過大な責務を科してどうするんだ。科学的にも道義的にもおかしいだろう（怒）

皆伐すれば、必ず森林の機能は低下する。造林してもシカに食われて全滅する。シカ害の防止柵を巡らせば、さらに造林費用は増大する。

こんな環境破壊を助長するような政策を実行するために、森林環境税と言う仮面をかぶせた増税をするという。これ以上の国民に対する裏切りと冒瀆^{ぼうとく}は見つけない。

市町村への業務とトラブルの押しつけ

このようなおどましくかつ無意味で複雑な事務・業務を市町村にやらせようというのだから度し難い。まず実行不可能と思われる。強権を実行するにはそれなりに用意周到な手続きが必要であるが、案を見ただけでも嫌になる。こんなものをただでさえ忙しく体制のない市町村にできるはずがない。

おまけに森林・林業に詳しい技術者もいないのだ。特別会計末期の国有林でも、森林官の練度が落ちて、請負事業の実行管理が不十分で誤伐も発生している。市町村にやらせてもトラブるだけだ。

やけくその当て馬

どうも説明資料をみていると、できそうにないことばかり書かれているようで、林野庁の本気度が感じられない。林野庁もさる筋から強引に押し込まれて、しぶしぶ当て馬でやったような気がする。

しかし、誰に言われようが、こんなものが外に出るようじゃ、林野庁の役人には矜持も何もあったもんじゃない。長官以下幹部が首になるぐらい覚悟して抵抗すべきであろう。首になっても、どうせ関係団体に天下れるのだから、最後の一戦交えて華々しく散ればよい。そのために高い給料もらっているのだろう。

こんな法案が万が一成立したら、国家的大迷惑だ。おまけに増税付きときている。内容は達成不可能で結果は見えている。だったら、その責任は誰がとるのだろう。さっさと天下ってバイバイじゃすまされんぞ。

森林ファシズム

現代の若者には、ファシズム何て死語であろうが、この法案の裏に濃厚にその臭いを感じるのだ。国民の権利を封じ、言われなき責務を科し、すべてを同じ方に向かせようとする腹黒い企みを。

しかし、これが何で森林・林業というようなマイナーな世界から立ち上がったのかはわからない。本格的に国政に取り入れるための実験なのだろうか。

森林所有者から経営権と財産を供出させ、国家的に統一した森林経営を行い、それを人頭税で賄う。一般国民は、森林のことをよく知らないし、環境に良いことなら、1人1,000円もまあいいかと深く考えもせず同意する。

しかし、これは危険だ。1,000円が2,000円、10,000円と上げるのは簡単だ。そのうち防衛費にすり替えられ、知らないうちに徴兵が義務付けられ、命までをも供出しなければいけなくなる。

それと日本型のファシズムの恐ろしさは、誰が主犯かわからないところにある。これぐらいは大丈夫だろうと、おかしいなとは思いつつ、周囲の顔色をうかがい、忖度しながら、まあまあで進めるうちに、いつしかとんでもない事態に陥っていることだ。

林野庁の小心な官僚たちが、実際はおかしいと思いつつも、声高に反対することもできず、すでに取り返しのかからないことになっているのだろう。あとは自分自身を納得させる言い訳をどうつけるかだが、付け回された国民はたまったものではない。

あな怖ろし。

森林ファシズム恐るべし。

森林経営管理法案（仮称）の骨子（案）

平成30年2月
農 林 水 産 省

趣 旨

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村が、森林所有者から林業経営を行うための権利を取得し、自ら森林を管理し、又は当該権利に基づき林業経営を行うための権利を民間事業者に設定する仕組みを設け、及び共有者の一部を確知できない森林等について当該権利の設定を円滑にする等の措置を講ずる。

法案の概要

1 定義

- ① 「経営管理」とは、森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。
- ② 「経営管理権」とは、森林について森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払う事業を実施するために、森林所有者から設定を受ける権利をいう。
- ③ 「経営管理実施権」とは、森林について市町村の委託を受けて伐採等を実施し、販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払う事業を実施するために、経営管理権に基づく市町村から設定を受ける権利をいう。

2 森林所有者の責務

森林所有者は、その権原に属する森林（地域森林計画の対象とするものに限る。9（災害等防止措置命令）を除き、以下同じ。）について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

3 市町村への経営管理権の集積

市町村は、その区域内の森林について、経営管理の状況等を勘案して、経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認める場合には、森林所有者の経営管理の意向調査又は森林所有者の申出により、経営管理権集積計画を定めるものとする。その際、森林所有者及び使用収益権者の全部の同意を要する。

市町村が、経営管理権集積計画を公告することにより、市町村に経営管理権が設定される。

4 経営管理権集積計画の作成手続の特例

- ① 以下の場合には、市町村による探索、公告、都道府県知事による裁定など一定の手続を経ることにより、森林所有者から市町村に経営管理権を設定できることとする。

- イ 共有者の一部が不明な場合
 - ロ 確知されている所有者が経営管理権集積計画に不同意の場合
 - ハ 所有者が不明な場合
- ② 上記の手続により、経営管理権の設定を受けた森林所有者は、一定の場合にこれを取り消すことができる。
- ③ 裁定により設定された経営管理権の存続期間は、50年を限度とする。

5 市町村による森林の管理

市町村は、経営管理権を取得した森林等（経営管理実施権が設定されているものを除く。）について、間伐、保育その他の森林の管理を行う事業（以下「市町村森林管理事業」という。）を実施する。

6 民間事業者への経営管理実施権の配分

市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、都道府県が民間事業者を公募し、公表した者の中から、市町村が経営管理実施権を設定する民間事業者を選定し、経営管理実施権配分計画を定める。

市町村が、経営管理実施権配分計画を公告することにより、民間事業者に経営管理実施権が設定される。

7 都道府県による市町村の事務の代替執行

都道府県は、市町村森林管理事業等に関する事務の実施体制の整備その他の事情を勘案して、当該事務の全部又は一部を、市町村の名において行うことができる。

8 林業経営者に対する支援措置

- (1) 国有林野事業における配慮等
国は、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するよう配慮するものとする。
- (2) 独立行政法人農林漁業信用基金による助言等
独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等の支援を行うことができる。
- (3) 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例

9 災害等防止措置命令

市町村は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するために森林所有者に対し、必要な措置を講ずべきことを命ずることができるほか、自らこれを行うことができる。

10 関係者の連携・協力

施行期日

平成31年4月1日

（ ※ 手続きの詳細は、別添の骨子の説明資料を参照 ）

森林経営管理法案（仮称）について

平成30年2月
農林水産省

趣 旨

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図るため、市町村が、森林所有者から林業経営を行うための権利を取得し、自ら森林を管理し、又は当該権利に基づき林業経営を行うための権利を民間事業者に設定する仕組みを設け、及び共有者の一部を確知できない森林等について当該権利の設定を円滑にする等の措置を講ずる。

法案の内容

1 定義

- ① 「森林」とは、森林法（昭和26年法律第249号）第2条第3項に規定する民有林をいう。
- ② 「森林所有者」とは、権原に基づき森林の土地の上に木竹を所有し、及び育成することができる者をいう。
- ③ 「経営管理」とは、森林について自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行うことをいう。
- ④ 「経営管理権」とは、森林について森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）を実施し、木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払う事業を実施するために、森林所有者から設定を受ける権利をいう。
- ⑤ 「経営管理実施権」とは、森林について市町村の委託を受けて伐採等を実施し、販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を市町村及び森林所有者に支払う事業を実施するために、経営管理権に基づく市町村から設定を受ける権利をいう。

2 森林所有者の責務

森林所有者は、その権原に属する森林（地域森林計画の対象とするものに限る。9（災害等防止措置命令）を除き、以下同じ。）について、適時に伐採、造林及び保育を実施することにより、経営管理を行わなければならない。

3 市町村への経営管理権の集積

- ① 市町村は、その区域内の森林について、経営管理の状況等を勘案して、経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認める場合には、以下の項

目等を内容とする経営管理権集積計画を定めるものとする。

- イ 市町村が経営管理権の設定を受ける森林の所在等、当該森林の森林所有者の氏名又は名称及び住所
- ロ 経営管理権の始期及び存続期間
- ハ 経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容
- ニ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において市町村から森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法並びに当該金額の支払時期

- ② 経営管理権集積計画は、経営管理権の設定を受ける森林ごとに、森林所有者のほか、使用収益権を有する者の全部の同意が得られているものでなければならない。
- ③ 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合には、森林所有者（申出をした者を除く。）に対し、経営管理の意向に関する調査（以下「経営管理意向調査」という。）を行うほか、森林所有者は、その権原に属する森林について、市町村に対し、経営管理権集積計画を作成すべきことを申し出ることができる。
- ④ 市町村は、経営管理権集積計画を公告することにより、市町村に経営管理権が、森林所有者に経営管理権集積計画に基づき支払われるべき金銭の支払を受ける権利が、それぞれ設定される。

4 経営管理権集積計画の作成手続の特例

(1) 共有者不明森林に係る特例

- ① 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、共有林の森林所有者の一部が確知できず、かつ、確知できている者全員が経営管理権集積計画に同意しているときは、当該森林所有者で確知できないもの（以下「不明森林共有者」という。）の探索を行い、それでもなお確知できない場合は、経営管理権集積計画等を公告し、6月以内に異議の申出がなかったときには、不明森林共有者が当該計画に同意をしたものとみなす。
- ② 同意したものとみなされた森林所有者は、6により民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合を除き、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しを申し出ることができる。
- ③ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合でも、
 - イ 民間事業者の承諾が得られている場合
 - ロ 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、民間事業者に対する通常生ずべき損失の補償を行ったときは、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しを申し出ることができる。

(2) 確知所有者不同意森林に係る特例

- ① 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者のうち知れている者。以下「確知森林所有者という。」）が経営管理権集積計画に同意しない場合には、これに同意すべき旨を勧告することができる。
- ② 勧告を受けた確知森林所有者が2月以内に当該勧告を受諾しない場合には、市町村は、都道府県知事に対し、裁定を申請することができる。
- ③ 都道府県知事は、裁定の申請があった場合には、確知森林所有者に対して意見書の提出機会を与えた上で、必要かつ適当と認める場合には裁定をし、市町村及び確知森林所有者に通知したときには、市町村は裁定に定められた内容の経営管理権集積計画を定め、公告するものとし、確知森林所有者は当該計画に同意をしたものとみなす。
- ④ 裁定により設定される経営管理権の存続期間は、50年を限度とする。
- ⑤ 同意したものとみなされた意見書を提出した森林所有者は、6により民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合を除き、原則裁定から5年が経過した後であれば、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しを申し出ることができる。
- ⑥ 民間事業者に経営管理実施権が設定されている場合でも、
 - イ 民間事業者の承諾が得られている場合
 - ロ 予見し難い経済情勢の変化その他やむを得ない事情があり、民間事業者に対する通常生ずべき損失の補償を行ったときは、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しを申し出ることができる。

(3) 所有者不明森林に係る特例

- ① 市町村は、経営管理権集積計画を定める場合において、森林所有者（数人の共有に属する森林にあっては、その森林所有者の全部。）を確知できない場合には、確知できない森林所有者（以下「不明森林所有者という。」）の探索を行い、それでもなお確知できない場合は、経営管理権集積計画等を公告し、6月以内に不明森林所有者から異議の申出がなかったときには、都道府県知事に対し、経営管理権設定の裁定を申請することができる。
- ② 都道府県知事は、必要かつ適当と認める場合には裁定をし、市町村に通知したときには、市町村は裁定に定められた内容の経営管理権集積計画を定め、公告するものとし、不明森林所有者は当該計画に同意したものとみなす。
- ③ 裁定により設定される経営管理権の存続期間は、50年を限度とする。
- ④ 同意したものとみなされた森林所有者は、(2)⑤⑥と同様に、経営管理権集積計画のうち当該森林所有者に係る部分の取消しを申し出ることができる。

5 市町村による森林の管理

- ① 市町村は、経営管理権を取得した森林等（経営管理実施権が設定されているものを除く。）について、間伐、保育その他の森林を管理を行う事業（以下「市町村森林管理事業」という。）を実施する。
- ② 市町村森林管理事業を実施する市町村は、民間事業者の活用に配慮しつつ、対象となる森林の状況を踏まえ、複層林への転換その他の方法により、自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な管理を持続的に行う。

6 民間事業者への経営管理実施権の配分

- ① 市町村は、経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合には、以下の項目等を内容とする経営管理実施権配分計画を定める。

- イ 経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の氏名又は名称及び住所
- ロ 民間事業者が経営管理実施権の設定を受ける森林の所在等、森林所有者の氏名又は名称及び住所
- ハ 経営管理実施権の始期及び存続期間
- ニ 経営管理実施権に基づいて行われる経営管理の内容
- ホ 販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において民間事業者から森林所有者に支払われるべき金銭の額の算定方法、当該金銭の支払時期

- ② 経営管理実施権配分計画は、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の同意が得られているものでなければならない。
- ③ 都道府県は、定期的に、一定の区域ごとに、経営管理実施権の設定を受けることを希望する民間事業者を公募し、応募した民間事業者のうち、効率的かつ安定的な林業経営を行う能力を有すると認められるもの等に関する情報を整理し、公表する。
- ④ 市町村は、経営管理実施権を設定する民間事業者を③により公表されている者の中から選定する。
- ⑤ 市町村が、経営管理実施権配分計画を公告することにより、民間事業者に経営管理実施権が、市町村及び森林所有者に経営管理実施権配分計画に基づき支払われるべき金銭の支払を受ける権利が、それぞれ設定される。
- ⑥ 経営管理実施権の設定を受けた民間事業者（以下「林業経営者」という。）は、販売収益について伐採後の植栽及び保育に要すると見込まれる額を適切に留保し、これらに要する経費に充てることにより、計画的かつ確実な伐採後の植栽及び保育を実施しなければならない。
- ⑦ 経営管理実施権は、第三者に対抗することができる。

7 都道府県による市町村の事務の代替執行

都道府県は、経営管理権集積計画及び経営管理実施権配分計画の作成、経営管理意向調査又は市町村森林管理事業に関する事務の実施体制の整備その他の事情を勘案して、当該事務の全部又は一部を、市町村の名において行うことができる。この場合、都道府県は、市町村の同意を得るものとする。

8 林業経営者に対する支援措置

(1) 国有林野事業における配慮等

国は、国有林野事業に係る伐採等を他に委託して実施する場合には、林業経営者に委託するよう配慮するものとする。

(2) 独立行政法人農林漁業信用基金による助言等

独立行政法人農林漁業信用基金は、林業経営者に対する経営の改善発達に係る助言等の支援を行うことができる。

(3) 林業・木材産業改善資金の償還期間の特例

林業・木材産業改善資金について、林業経営者が貸付けを受けるものの償還期間（据置期間を含む。）は、「12年」を「15年」とする。

（林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法の特例を措置）

9 災害等防止措置命令

市町村は、伐採又は保育が実施されておらず、かつ、引き続き伐採又は保育が実施されないことが確実であると見込まれる森林において周辺の環境を著しく悪化させる事態等の発生を防止するために必要かつ適当であると認める場合には、当該森林の森林所有者に対し、伐採又は保育の実施その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる（ただし、当該森林について、経営管理権が設定されている場合等は、この限りではない）。市町村は、森林所有者が上記の措置を講じない場合には、自らこれを行うことができる。

10 関係者の連携・協力

国、地方公共団体、森林組合その他の関係者は、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

施行期日

平成31年4月1日

森林経営管理法案（仮称）の概要

趣 旨

- 林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立を図るためには、市町村を介して林業経営の意欲の低い小規模零細な森林所有者の経営を意欲と能力のある林業経営者につなぐことで林業経営の集積・集約化を図るとともに、経済的に成り立たない森林については、市町村が自ら管理を行う仕組みを構築する必要がある。
- このため、以下の措置を基本とする新たな森林管理の仕組みを講ずる。
 - ① 森林所有者に適切な森林管理を促すため、森林管理の責務を明確化するとともに
 - ② 森林所有者自らが森林管理を実行できない場合に、市町村が森林管理の委託を受け意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
 - ③ 再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を行う。

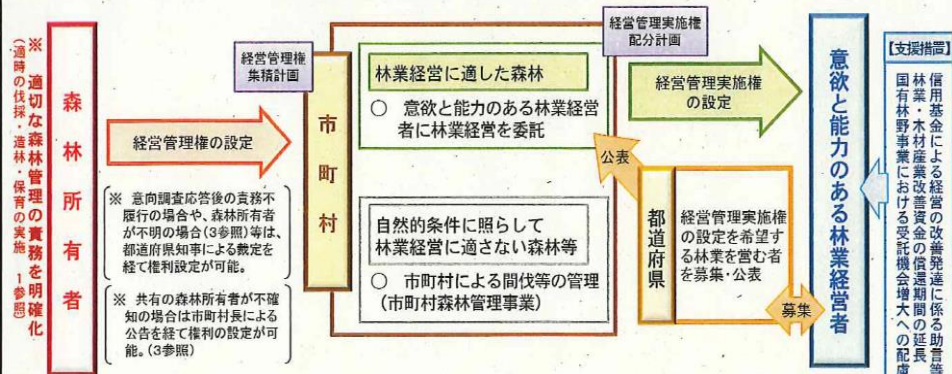
法案の概要

1. 森林所有者の責務の明確化

- 森林所有者は、その権原に属する森林について、適時に伐採、造林又は保育を実施することにより、自然的・経済的・社会的条件に応じた適切な経営又は管理を持続的に行わなければならないこととする。

2. 森林の経営管理の仕組み

- 市町村が、区域内の森林について、経営管理の状況や集積の必要性等を勘案し、経営管理権集積計画を作成し、森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育等を行うための権利（経営管理権（仮称））を、森林所有者から取得できるよう措置。
- 都道府県知事が経営管理実施権（仮称）の設定を希望する者を募集し、応募した林業を営む者（意欲と能力のある林業経営者）に対して、市町村が経営管理実施権配分計画により経営管理実施権を設定できるよう措置。
- 経営管理権を取得した森林のうち、自然的条件に照らして林業経営に適さないもの等について市町村が自ら管理（市町村森林管理事業）できるよう措置。



3. 所有者不明森林に係る措置

- 森林所有者の全部又は一部が不明のものについて、一定の手続により市町村に経営管理権を設定することを可能とする措置を講ずる。